

# 2026・2027 年度 舎人公園「花と光のムーブメント」 企画提案事業者募集要項

都立公園では、花と光の演出による公園の新たな魅力を創出することを目的に事業を展開しており、当該事業を(公財)東京都公園協会が受託している。

本事業は、花壇や花木を活用したライトアップ等による夜間演出により、公園に多くの人々が来園されることを目的に取り組んでいる。

2026 年度末から 2027 年当初に開催を予定する都立舎人公園「花と光のムーブメント」企画提案事業者募集について必要な事項を定める。

## 1. 概要

舎人公園では 2023 年にネモフィラ花壇を整備し、昼夜で楽しめる花と光の演出をサクラとともに実施してきた。2025 年には、ネモフィラと空、水に共通する青を「トネリブルー」と称し、公園の景観を活かした幻想的な演出を展開、2026 年には、色とりどりの春の花々からネモフィラの青へと移ろう「色のストーリー」を花と光、音で表現する演出を実施してきた。これにより、春を象徴する舎人公園の新たな魅力の一つとして「ネモフィラ」が定着し、公園の魅力向上に繋がっている。

企画提案に当たっては、ネモフィラが一面に広がる美しさを主役とし、舎人公園の開放的な景観を活かし、日中から夜間まで花の世界に没入できる花と光が調和する演出を企画提案するほか、本イベントのプレスリリース後は、SNS 等の活用により広く周知を図る。

## 2. 舎人公園について

東京都足立区に位置し、南北に通る尾久橋通りにより東西の区域に分かれた約 65 ヘクタールの公園である。公園の東側は、樹林地や池、草地広場が広がり、ソリゲレンデや複合遊具などの施設が整備されている。公園の西側は、陸上競技場、テニスコート、野球場のスポーツ施設や、管理事務所が配置されている。平成 20 年の日暮里・舎人ライナーの開通により、公園へのアクセスが向上され、広域な範囲での来園者に繋がっている。

## 3. 業務の概要

### (1) 業務名称

2026・2027 年度 舎人公園「花と光のムーブメント」企画運營業務委託（複

数年契約)

## (2) 業務目的

本事業を通じて、舎人公園駅東口の公園入口からネモフィラ花壇までの導線のライトアップ等を実施し、夜間演出を通して、昼夜問わずネモフィラ花壇及びライトアップ等エリアを魅力的に演出・装飾することで、公園の魅力を発信し、利用促進を図っていく。

また、春の花や植物などにフォーカスし、昼夜問わず楽しめるような植物の造景を盛り込み、花木の魅力が伝わる演出をすること。

この時、使用する花木は基本的に生花を用いること。

## (3) 履行期限及び契約期間

履行期限：2027 年 6 月 14 日（月）

契約期間：契約締結日から 2027 年 6 月 23 日（水）

## (4) 事業経費限度額

本事業の事業経費上限額は下記のとおりとする。

¥46,750,000－（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## (5) 開催場所

都立舎人公園

## (6) 開催期間及び点灯時間

2027 年 4 月 9 日（金）～ 同年 4 月 25 日（日）（17 日間）

・月曜～木曜

点灯時間：18 時 00 分～20 時 00 分

・金曜・土曜・日曜

点灯時間：18 時 00 分～20 時 30 分

## (7) 委託内容

花や植物などにフォーカスをあて、舎人公園ならではの役割や特性が感じられる、昼夜を問わず楽しめる企画を作成すること。

①舎人公園駅東口の公園入口からネモフィラ花壇までの導線を含むエリアの夜間演出の企画、設営及び管理運営業務（ライトアップ等の導線は別途図面②参照）

ア ライトアップ等の演出について

- ・会場周辺の夜間の明るさを考慮し、ネモフィラ花壇が際立つ明るさで演出すること。
  - ・ネモフィラ花壇については、花の色も楽しめるような光の演出を行うこと。
  - ・ネモフィラ花壇付近に終日楽しめるフォトスポットを 2 か所作ること。
- ネモフィラ花壇までの導線を照明などで誘導し、利用者が高揚感を感じ

ながら花壇まで導くような演出をすること。

- ・音の演出も効果的に行うこと。（ネモフィラ花壇及び噴水エリア）  
ただし、音の種類や音量に関しては、事前に協議すること。
- ・ネモフィラの昼間の撮影もお楽しみいただけるよう、配線や設置物などについて、昼間の景観にも配慮すること。

#### イ 機材の設置

ライトアップ等に必要な照明機材を公益財団法人東京都公園協会職員（以下、「公園協会」「職員」という。）と協議・調整した上で設置すること。（必要物品の調達を含む。）

#### ウ 電源について

- ・電源設備については持ち込みとし、ライトアップエリア内に臨時電源を確保すること。
- ・照明機器及びケーブル設置前に、照明機材等の配置図、単線結線図を提出し、ライトアップ前に絶縁抵抗測定（対地間）及び点灯時の電流、電圧値を測定すること。測定結果については第1回目の試験点灯前までに職員に提出し、絶縁抵抗測定値次第では、職員と協議の上、照明機器及びケーブル等の交換を行うこと。なお、事前に提出された照明機材等の配置図、単線結線図と、実際の設営内容に変更が生じた場合は、速やかに修正版を提出すること。
- ・持続可能性や環境に配慮した電源（発電機）を設置すること。
- ・発電機設置の際は、接地極を設けること。
- ・発電機設置箇所付近に、消火器を設置すること。
- ・機材設置の際は、漏電、短絡等の防止措置を取ること。
- ・太陽光発電など発電に天候が影響する場合などは、代替措置を準備しておくこと。
- ・設置予定の電源（種類と個数、発電量等含む）、設置機材の一覧と総消費電力、配線方法（空中配線または地面に這わせるよう配線）などの詳細を記載した企画提案書を作成し順守すること。
- ・原則、園路を跨ぐ配線を行わない様、設計すること。他の方法が無く、園路を跨ぐ配線を検討する際は、事前に公園協会と協議を行い、許可を得たうえで実施すること。

※園路を横断する配線は原則禁止とし、やむを得ない場合は、ケーブルカバーは段差2センチ以下、勾配5%以下（都道路工事設計基準より）を目安にし、段差ありなどの注意喚起の掲示を行い、注意喚起用のテープ等を周辺園路、ゴムマット周囲に貼る措置を取ること。

#### エ 機器類の巡視点検・保守

- ・想定したライトアップ等が実現できるよう、イベント期間中は確実な組織体制を構築し、書面にて提出するとともに、不測の事態が発生した際には速やかに対応すること。
- ・期間中は常に機器類の巡視点検を行い、本事業に支障をきたさないように保守管理をするとともに、使用する照明器具の補修及び電球の取替え費用は、受託者で負担すること。
- ・問題が発生した際は、ライトを追加設置するなど速やかに対応すること。

#### オ 夜間演出確認

- ・開催 1 週間前を目途に、照明機材のセッティングを終えるとともに、開催直前に職員立会いによるライトアップ等の演出確認（2 回以上）を行い、承認を得ること。カ フォトスポットについて
  - ・ネモフィラ花壇にフォトスポットを 2 か所設置し、日中も楽しめる演出を行うこと。
  - ※設置個所は公園協会が指定する場所にて設置すること
  - ・フォトスポットにオブジェまたはフォトフレームを設置する場合は、昼夜問わず公園景観に調和するデザインとすること。

#### キ ゴミ箱の設置について

ゴミ箱を公園協会が指定する 2 か所以上に設置すること。また、ごみの廃棄を行うこと。※詳細内容は現地説明会にて説明。

#### ク 物品の用意について

原則、本演出事業に必要な物品等は受託者が用意すること。

#### ケ 設営及び撤収について

- ・設営及び撤収について、原則土・日・祝以外の平日 8 時 30 分～17 時 00 分の時間で行うこと。
- ・イベント終了後は、公園協会が指定する日時までに、必ず照明器具等を撤収し、原状回復を行うこと。
- ・なお、受託者の責めに帰する理由により、施設及び設備を破損または汚損した場合は、受託者の負担により原状に回復すること。

#### ② エリア内の安全管理等について

- ・東京都公園協会安全管理マニュアルと関係法令等を遵守するとともに、必要に応じて公園施設の安全措置、植物保護のための養生を行い、来園者の安全管理と事故防止に努めること。
- ・提案書には事前準備から撤収までの作業スケジュールを必ず記載し、通常時と緊急時(故障時及び降雪などの気象災害時、事故発生時を含む)に分けて、安全管理体制及び対応方法等を記載すること。

- ・夜間演出開始から消灯後 30 分まではエリア内の安全管理体制を徹底すること。また異常発見時は職員に速やかに報告・連絡・相談を行うこと。
  - ・電気工事に関しては、第一種電気工事士、第二種電気工事士、認定電気工事従事者、特種電気工事資格者のいずれかの資格を有するものを配置すること。
  - ・各種関係法令および東京都電気設備工事標準仕様書に従い、作業を適切に行うこと。
  - ・地上 2m 以上で作業を行う場合は、必ず保護帽を着用し、原則として墜落制止用器具を使用すること。合わせて、安全領域の確保や落下防止措置などの安全対策を講じること。
  - ・電気配線については、接続部分を含め、防水性の優れた機器を使用し絶縁不良が起こらないようにすること。架線の際は事前に公園協会と協議を行い、建築限界を厳守すること。
  - ・開催期間中は AED の準備をし、設置場所の表示・案内を行うこと。
  - ・設置物等について、荒天時の対策をとること。
- ③ 安全管理に関する警備及びスタッフの人員配置について
- ・公園協会が指定する箇所に警備員及び運営スタッフを配置すること。  
その他の人員配置については、公園協会と協議のうえ決定すること。(人員配置箇所は別途図面⑤⑥参照)
  - ・警備員及び運営スタッフの配置時間は、下記の通りとする。  
月 ～ 木 : 14:30～20:30 警備員 : 2 人 運営・誘導スタッフ : 3 人  
金・土・日 : 13:00～21:00 警備員 : 2 人以上 運営・誘導スタッフ : 3 人以上  
※上記はどちらも最低人数とし、円滑な運営や案内ができるよう人員を配置すること。
  - ※公園協会と協議して繁忙日には、警備員と運営・誘導スタッフを適宜増員するようにすること。
- 【運営・誘導スタッフ】
- ・インフォメーション（アンケートノベルティの受け渡しを含む）関連業務を行う本部テントを設置し、案内スタッフを 2 名以上常駐させること。  
その他に、全体統括ができる人員（責任者及びそれに準ずる人）とは別にすること。配置時間は、警備員及び運営・誘導スタッフと同様とする。
  - ・案内スタッフ等は、ゴミの回収・整理も行う。
- 【警備員】
- ・会場巡回を行い、事件（犯罪）、事故等の抑止に努める。  
※迷子などの一次対応
  - ・施設の目視（設置物の破損・危険個所の確認→スタッフへの報告

- ・簡易清掃
- ④ イベントに関するお問い合わせ電話対応について  
本イベントに関するお問い合わせの対応については、電話・メール両方で対応を行うこと。また、それに伴い、電話対応のオペレーターを原則 1 名以上配置すること。  
※対応時間は期間中の 8 時 30 分～17 時 30 分とする。
- ⑤ イベント保険の加入について  
本イベントに関する保険の加入は受託者が行うこと。
- ⑥ アンケート実施について
  - ・来場者等に対してアンケート調査の実施や来場者数の把握等の事業の効果検証を行うこと。アンケートの調査項目については、公園協会の指示に従うこと。
  - ・アンケートを収集できるよう、必要に応じノベルティ等準備すること。
  - ・アンケートは 1000 件以上を目標に収集すること。

【調査項目の例】

  - ・来場者の属性（性別／年齢／居住地等）
  - ・当該イベントの認知経路
  - ・過去の当該イベントに訪れた経験
  - ・来場目的、来場動機
  - ・公園内外での消費額
  - ・その他意見、要望など
- ⑦ ゴミ対策について
  - ・イベント開催期間中は、イベント会場エリア内清掃・ゴミ収集を行うこと。
  - ・ゴミ箱を公園協会が指定する 2 か所に設置すること。また、ゴミの廃棄を行うこと。特に来場者の多い、金・土・日の正午から夜にかけては 30 分に 1 回以上ゴミ箱の確認を行い、ゴミの集積状況に応じ回収、整理を行うこと。

※詳細内容は現地説明会にて説明。
- ⑧ 臨時駐輪場設置について
  - ・噴水広場・ネモフィラ花壇付近に、臨時駐輪場を設置すること。なお、夜間に臨時駐輪場の柵に接触しない様、点灯などを付け、視認性を高めること。（臨時駐輪場箇所は別途図面⑤⑥⑦参照）
- ⑨ 広報活動について
  - ・内容確定した企画書に基づき、当該イベントを広く周知するための宣伝活動を実施する。活動内容は以下の項目の通り。

ア ポスター、チラシ、動画等の制作、配布

- ・ 舎人公園や「花と光のムーブメント」事業の魅力が伝わるデザインを提案し、ポスター等関連制作物を媒体に合わせてデザイン展開すること。
- ・ 日英併記の仕様で作成すること。(英語については概要のみの記載で可とする。)
- ・ ポスター (A1) のデザインをベースに、各広告媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を行い、効果的かつ効率的に履行すること。
- ・ デザインは2パターン以上提案し、デザインの確定にあたっては事前に委託者のデータ確認を受け、委託者の求めに応じて修正等の調整を行い、委託者の承認を得た上で確定すること。

【必須制作物】

- ・ A4 チラシ デザイン 印刷 色校正 1 回以上
- ・ A1、A2 ポスター デザイン 印刷 色校正 1 回以上
- ・ サイネージ用 デザイン データ作成

※チラシやポスターは、各広告展開に必要な分量プラス東京都公園協会が指定する枚数を印刷、納品すること。

※以下は必要に応じて提案すること

- ・ WEB 広告バナー デザイン データ作成
- ・ SNS 広告クリエイティブ デザイン データ作成

イ 交通局との連携ポスターのデザイン制作、配布及び交通局のノベルティの配布

- ・ 交通局との連携についてわかりやすく、事業の魅力が伝わるデザインを提案し、ポスター等関連制作物を媒体に合わせてデザイン展開すること。
- ・ 日英併記の仕様で作成すること。(英語については概要のみの記載で可とする。)
- ・ ポスター (A1) のデザインをベースに、各広告媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を行い、効果的かつ効率的に履行すること。
- ・ デザインは2パターン以上提案し、デザインの確定にあたっては事前に委託者のデータ確認を受け、委託者の求めに応じて修正等の調整を行い、委託者の承認を得た上で確定すること。

【必須制作物】

- ・ B1 ポスター (駅貼り) デザイン 印刷 色校正 1 回以上
- ・ B3S/W ポスター (中吊り) デザイン 印刷 色校正 1 回以上

ウ 特設 HP (LP) 制作、デザイン

- ・ 東京都公園協会 HP 内の「花と光のムーブメント」特設ページ (<https://www.tokyo-park.or.jp/special/flowerandlight/index.html>) 用に、舎人公園の 2027

年春開催のためのページを制作すること。

また、「花と光のムーブメント」特設ページに表示する丸アイコン画像の制作も同時に行うこと。

- ・ページは日英 2 言語の仕様をそれぞれ作成し、HTML/CSS データで納品すること。
- ・マルチデバイス対応については、レスポンシブウェブデザインを採用し、パソコン、タブレットおよびスマートフォン等、利用するデバイスに適した画面表示がなされるようにすること。また現在「公園へ行こう！」で推奨環境とされている各 OS 及びブラウザで正常に動作することを確認すること。
- ・障がい者なども含め、誰でも使いやすいページとなるようアクセシビリティに配慮すること。
- ・テストを実施し、正常に稼働するか検証すること。
- ・テストの結果、不十分な箇所や改善が望ましい箇所があった場合は、速やかに修正対応を行うこと。
- ・パンデミック（感染症の大流行）、電力需給ひっ迫、その他突発的な状況の変化等によりページ内の内容変更が必要となった場合は、速やかに対応すること。
- ・委託者側でも修正できるデータで作成すること。
- ・HTML の構造は、リビングスタンダードに準じた構造にすること。
- ・「[東京都公式ホームページ作成に関する統一基準](#)」のうち、「優先度 A」の項目に対応したホームページを構築すること。
- ・画像データについては、jpg または png でメール納品し、後日 Adobe 社「Illustrator」形式または「Photoshop」形式でアウトライン有り、無し別に CD-ROM に記録して納品すること。

エ SNS での情報発信や宣材用写真

オ 報道機関向け内覧会の実施等

カ その他、有効と思われる宣伝活動

広報物等のデザイン、媒体、周知方法、周知開始日等スケジュールについては公園協会と協議の上決定し作成すること。

キ 取材要領の作成及びプレス対応について

- ・委託者と協議・調整のうえ、各コンテンツ当日の取材要領の作成及びプレス対応を行うこと。

ク 実施記録の撮影について

- ・当該イベントの会場風景等について写真や動画等の記録を撮影するこ

と。なお、肖像権の侵害がないよう留意すること。

ケ 記録データ管理及び提供について

- ・当該イベントに係る公開可能な情報、画像、動画データ等を管理し、東京都及び東京都公園協会（以下、「受託者」という。）から提供依頼を受けた際は、媒体への掲載に関する留意事項等を取りまとめた上で提供を行うこと。場合によってはオブジェなど作品作成者の承諾を得てから提供を行うこと。

コ 告知看板及び会場案内看板の設置について

- ・舎人公園駅からネモフィラ花壇まで、イベント PR 及び会場案内のための看板を設置すること。設置に際しては、公園協会が指定する場所および数を遵守すること。その他の看板設置箇所については、公園協会と協議を行うこと。（看板設置個所は別途図面⑦参照）
- ・公園灯の照明が当たらない場所に看板を設置した場合は、夜間は照明を当て、視認性を確保すること。
- ・告知看板の大きさは、平型立て看板サイズ W600mm×H1800mm とすること。  
※大きさは目安とし、設置場所に応じて視認性を考慮したサイズ・仕様とすること
- ・日英2言語の仕様で作成し、掲示すること。
- ・イベント時間終了後の看板等の取り扱いについては、公園協会と協議のうえ決定すること。

⑩ 成果品について

- ・DVD-R 等により、電気系統図、ライトアップ機材設置図、アンケート調査結果取り纏め報告書、警備報告書、実施報告書（イベント参加者数のカウン
- ト含）を提出すること。

⑪ パンデミック（感染症の大流行）・自然災害等の対応について

パンデミック（感染症の大流行）や自然災害時及び災害の恐れがある等、安全管理上の対応策については、公園協会と受託者の間で協議を行うが、最終的な判断は公園協会に一任するものとし、受託者はその決定に従うものとする。また、感染症流行時は公園協会と連携して、感染症対策を講じるなど感染拡大に努めることとする。

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他主催者の責めに帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になった場合、受託者に損害が生じる場合においても、公園協会に対しその賠償を請求することができないものとする。

**(8) 事務局**

事務局 公益財団法人東京都公園協会  
公園事業部 事業開発課パートナーシップ係  
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1  
東京都健康プラザハイジア 16 階  
TEL : 03-3232-3028 (受付時間は 8 : 30～17 : 00)  
e-mail : [partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp](mailto:partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp)

#### 4. 応募資格

応募者は、本事業の趣旨を理解し、事業実施に対する意欲が高く、必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有し、事業期間中にわたり事業実施が可能である者とし、次の条件を満たしている必要がある。

- (1) 2026 年 11 月 5 日 (木) 13 時 00 分からの現場説明会に参加出来ること。
- (2) 応募者は法人等又は連合体に限る。
- (3) 連合体で応募する場合は、応募時に共同事業体等を結成し、代表構成団体を定めること。
- (4) 全ての応募法人等又は連合体の構成団体について、直近決算において債務超過でないこと。
- (5) 代表構成団体が東京都内に住所又は主たる事務所を有すること。もしくは、委託契約期間中に東京都内に事務所を構え、緊急対応などの迅速な対応が可能なこと。
- (6) これまでに公園施設等（商業施設等も含む）でのライトアップ等を実施した実績があること。
- (7) ビジネスチャンスナビに登録していること、または契約締結前までに登録を済ませること。

#### 5. 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は応募することはできない。また、応募後、契約締結までに該当した場合は応募資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により東京都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第 2 項の規定により東京都から一般競争入札に参加させないとされたもの
- (2) 東京都または公園協会から指名競争入札における指名停止措置を受けているもの
- (3) 本店所在地の法人都道府県民税、法人区市町村民税、固定資産税並びに法人税、消費税及び地方消費税の滞納のあるもの
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律

- 第 225 号) 等により更生又は再生手続を開始しているもの
- (5) 役員が、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)の別表に掲げる各号のいずれかに該当するもの

## 6. 失格要件

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- (5) その他、不正行為があった場合

## 7. スケジュール予定

| 項目           | 日程                             |
|--------------|--------------------------------|
| 公募開始(公告日)    | 2026 年 10 月 22 日(木)            |
| 現場説明会参加申込締切  | 2026 年 11 月 2 日(月) 12 時 00 分まで |
| 現場説明会        | 2026 年 11 月 5 日(木) 13 時 00 分～  |
| 質問締切         | 2026 年 11 月 9 日(月) 12 時 00 分まで |
| 質問回答期限       | 2026 年 11 月 16 日(月)            |
| 企画提案書等の提出締切  | 2026 年 12 月 3 日(木) 12 時 00 分まで |
| 一次審査: 書類審査   | 2026 年 12 月 7 日(月)             |
| 二次審査: 選定業者決定 | 2026 年 12 月 14 日(月) 13 時 00 分～ |
| 審査結果通知       | 2026 年 12 月 22 日(火)            |

※契約締結後に打合せ(2 回以上)と職員立ち合いによる試験点灯(2 回以上)を実施予定。

## 8. 企画提案事業の応募申込と現地説明会の開催について

企画提案事業者の応募申込は下記の方法で行い、現地説明会を下記の通り開催する。

- (1) 企画提案書等の提出期限 2026 年 12 月 3 日(木) 12 時 00 分まで必着
- (2) 申込方法 上記期限内に、以下書類をデータで提出すること。大容量のデータ送付の場合は事前に下記問い合わせまでご相談すること。

①参加申込書

様式-1(1 部)

②企画提案書 様式-2 (1 部)

※一次審査はデータ提出のみ、二次審査はデータ及び DVD-ROM 等で提出すること。

※二次審査の資料提出時は、会社名を削除またはマスキングしたデータに加工したものを再度提出すること。

③内訳書

※公園協会指定の内訳書はホームページ入札情報に掲載しているものを使用すること。

④連結及び単独の決算書等 (3 カ年分)

(3) 申込先

公益財団法人東京都公園協会

公園事業部 事業開発課パークガーデン係

e-mail : [partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp](mailto:partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp)

(4) 現場説明会の開催

下記の日時に予定会場における現場説明会 (事前申し込み必須) を開催する。現場説明会の際に園内のライトアップ設営時の注意事項等、公募型プロポーザル方式の評価基準等について説明予定。

① 実施日時 2026 年 11 月 5 日 (木) 13 時 00 分～15 時 00 分

② 集合場所 舎人公園 日暮里舎人ライナー「舎人公園」東口そば  
公園入口前

③ 実施場所 都立 舎人公園内

④ 参加申込 現場説明会参加申込書 (様式-3) に必要事項をご記入の上、2026 年 11 月 2 日 (月) 12 時 00 分までに下記担当者まで電子メールにて提出。

(申込先) 公益財団法人東京都公園協会

公園事業部 事業開発課パークガーデン係

e-mail : [partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp](mailto:partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp)

(5) 質問及び回答について

本事業に関する質問は次の通り行うこと。

①質問方法

質問書 (様式-4) に必要事項を記入の上、

2026 年 11 月 9 日 (月) 12 時 00 分までに電子メールにて提出。

宛先は、申込先と同じ。

②回答方法

2026 年 11 月 16 日 (月) までに説明会のお申込みをいただいたご担当者様宛に電子メールにて回答。

(6) 応募後のヒアリングについて

提案内容について議事が必要な場合は、公募期間終了後に、職員が企画提案事業者に対してヒアリングを行う場合がある。

**9. 企画提案事業者の審査及び選定**

審査及び契約は次の通り実施します。

(1) 審査方法

提出された提案書をもとに書類審査を実施します。

(2) 審査基準

事業提案の審査項目は以下の通りです。

① 企業の組織力及び実績、体制について

- ア 安定的かつ健全な財政力及び信用を有しているか
- イ 同種業務及び類似業務の実績を有しているか
- ウ 円滑な業務遂行ができる体制か
- エ 実現可能な作業工程か

② 事業提案書の内容について

- ア 公園の特性や役割などを理解しているか
- イ 業務目的の認識が適切であり、目的達成に向けた提案内容になっているか
- ウ 募集要項の委託内容・業務内容を理解した提案となっているか
- エ 事業提案書が分かりやすく、具体的かつ目新しさのある魅力的な提案となっているか
- オ 環境や消費電力等に配慮した提案になっているか
- カ 募集要項の内容を理解した提案となっているか
- キ 実現可能な提案となっているか
- ク 公園の利用特性を考慮した事故防止策がとられており、長期間に耐えられる内容か
- ケ 日常・緊急時の対応などが適切で、迅速な対応が可能か
- コ 設備及び設置物の安全管理、機材の設置・撤去作業の安全管理、来場者の安全対策を適切に行う体制が確保されているか
- サ 募集要項に記載した事業経費上限額の範囲内で提案をしているか
- シ 技術提案内容（コストコントロールに対する提案）、費用算出根拠などについての的確性があるか

(3) 審査結果

審査の結果については、通知期日までに採否の結果を企画提案事業者全員に個別に電子メールで通知する。尚、採否理由に関する詳細内容の公開は行

わないこととする。

#### (4) 留意事項

- ①提案書提出後は、提出書の内容の変更、再提出、差し替えを認めない。
- ②提出された提案書は返却しないこととする。
- ③当協会は、審査及び説明の目的のため、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

### 10. 契約

選定された企画提案事業者と随意契約により契約する。

また、当該年度の実績により、その翌年度以降も随意契約になる可能性がある。

#### 11. 支払い

本事業が終了し検査に合格した後、受託者の請求に基づき、請求月の翌月末までに指定する口座に支払う。振込手数料については協会負担とする。

#### 12. その他

- (1) 本事業参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 本事業の参加に要する費用は、全て企画提案事業者の負担とする。
- (3) 応募書類の著作権は企画提案事業者に帰属する。ただし、当協会が審査結果の公表時及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用及び公表できるものとする。
- (4) 企画提案事業者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は設置等予定者として決定した時から当協会に帰属する。
- (5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として企画提案事業者が負うものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、以下の仕様書に準拠すること。
  - ① 公益財団法人東京都公園協会委託標準仕様書
  - ② 公益財団法人東京都公園協会受注者等提出書類基準
  - ③ 公益財団法人東京都公園協会写真撮影要領
  - ④ 公園維持管理のための安全管理マニュアル(公益財団法人東京都公園協会)

### 1 3. 問い合わせ先

公益財団法人東京都公園協会

公園事業部 事業開発課パークガーデン係

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1

東京都健康プラザハイジア 16 階

TEL : 03-3232-3028 (受付時間は 8 : 30 ~ 17 : 00)

e-mail : [partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp](mailto:partnership-bd.sm@tokyo-park.or.jp)